

(案)

資料 4

答申第21号

令和3年8月 日

高知県立公文書館長  
森下 信夫 様

高知県公文書管理委員会  
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第32条第2号の規定による諮問に  
ついて (答申)

令和3年7月12日付け3高文館第91号で諮問がありました「高知県公文書等の管理に関する条例附則第6項の規定により実施機関から公文書館長に協議があった保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管及び廃棄」について審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 「廃棄」が適当と諮問を受けた公文書のうち、当委員会としては歴史公文書等に該当 (移管が適当) と認めるものは、別紙1のとおりです。
- 2 「移管」が適当と諮問を受けた公文書のうち、当委員会としては歴史公文書等に該当しない (廃棄が適当) と認めるものは、別紙2のとおりです。
- 3 1及び2以外の公文書については、諮問どおり措置することが適当と認めます。